特定非営利活動法人

寝屋川ラグビークラブ運用規則

２０１０年４月制定

（運用基準）

当法人は、特定非営利活動法人寝屋川ラグビークラブ定款に基づき運用を実施する。なお、補足として下記事項を定め、運用実施する。

（会　費）

（１）クラブ員

入会金　０円　会費　年額 12,000 円

（保険料、協会登録費、大会関係諸費を含む）

（２）幼児、小学生、中学生、高校生、乙女会

①小学生、中学生

入会金　０円　会費　年額 12,000 円

（保険料、協会登録費、大会関係諸費を含む）

②幼児、高校生、乙女会

入会金　０円　会費　年額　6,000 円

（保険料、協会登録費、大会関係諸費を含む）

尚、上記（１）、（２）とも、会費は年度途中で入会の場合、月割り（入会月数／１２を乗じた額）とする。

（慶　弔）

クラブ員に係る慶弔規定は次に定める。

1) クラブ員の配偶者死亡

クラブ、スクール、父母会より榊 1 対香料 5,000 円

1) スクール生の両親、兄弟姉妹死亡

クラブ、スクール、父母会より榊 1 対香料 5,000 円

1) クラブ・スクール活動による負傷

慶弔見舞金は支給しない。

医療費補填は、スポーツ安全協会傷害保険給付金のみとする。

1) クラブ員・スクール生の死傷等はその都度、役員会を開き協議・決定する。